

湯河原町真鶴町衛生組合生成AIシステム利用ガイドライン

令和8年4月1日

1 目的

本ガイドラインは、湯河原町真鶴町衛生組合（以下「組合」という。）職員による生成AIの適正な利用を促進するため、組合職員が、生成AIシステムを利用する際に遵守・留意すべき事項等を定めるものである。

2 対象・利用環境

- (1) 本ガイドラインの適用対象とする行政機関の範囲は、「湯河原町真鶴町衛生組合情報セキュリティポリシー」における情報セキュリティ基本方針に定める適用範囲における行政機関の範囲と同様とする。
- (2) 本ガイドラインの適用対象とする生成AIシステムは、組合管理課が指定する「exaBase 生成AI for 自治体」とし、これに該当しない生成AIシステムの利用は禁止する。

3 生成AIシステムの利用に係るルール

生成AIシステムを利用する際は、「湯河原町真鶴町衛生組合情報セキュリティポリシー」等とあわせて、以下の(1) 利用前のルール及び(2) 利用中のルールを遵守すること。

(1) 利用前のルール

ア 前提として理解しておくべき事項

- (ア) 職員が生成AIシステムを利用する前には、組合管理課が指定する研修を必ず受講すること。
- (イ) 生成AIの利用は、様々な便益が期待される一方、要機密情報（「湯河原町真鶴町衛生組合情報セキュリティポリシー」における情報セキュリティ対策基準に定める自治体機密性2以上の情報をいう。以下同じ。）の流出やハルシネーションなどのリスクがあることを理解すること。

(2) 利用中のルール

ア 入力データ又はプロンプトにおけるルール

- (ア) 利用者側の不理解やミスにより生じるリスクがあることを踏まえて、利用目的の範囲内で生成AIシステムを適切に利用すること。
- (イ) 個人情報、機密情報及び各業務において入手した第三者への提供・公開を前提としていない情報（公開を前提としていても現状未公開である情報を含む。）は入力しないこと。
- (ウ) 正確かつ最新のデータ入力を行うこと。

イ 生成物利用におけるルール

- (ア) 利用目的に応じて求められる正確性の水準が異なることを意識し、生成AIシステムの出力結果を確認すること。
- (イ) 生成AIシステムの出力に基づいて行われた判断も説明責任の対象に含まれることに留意すること。
- (ウ) 責任を持って生成AIシステムの出力結果の業務への利用判断を行うこと。
- (エ) 正確性や根拠・事実関係を必要な範囲内でリスクに応じて確認すること。
- (オ) 安全性・公平性・客観性・中立性等に問題がないことを確認し、問題のある表現は必ず加除修正すること。
- (カ) 組合が業務を委託する外部事業者に対しては、当該委託業務の成果物に生成AIシステムによる生成物が含まれる場合の取扱い等について、委託契約書等に必要な規定を定めることなどにより、受託業務の遂行に当たって本ガイドラインに沿った対応を求めること。
- (キ) 生成AIシステムを利用して職務上作成した文書の取扱いについては、湯河原町真鶴町衛生組合行政文書管理規程（令和5年湯河原町真鶴町衛生組合訓令第2号）等を踏まえて、適切に管理すること。

4 生成AIシステム特有のリスクケースへの対応

(1) リスクケースの例

ア 生成AIシステムは、その特徴から、その出力結果に関して、生成AIシステム特有のリスクケースが発生する可能性がある。以下に、生成AIシステム特有のリスクケースの例を示す。

- (ア) 生成AIが人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む社会的に大きな問題となり得る出力を行った。
- (イ) 生成AIが攻撃的又は危険なコンテンツを生成した。
- (ウ) 生成AIが事実と異なる情報を出力し（ハルシネーション）、利用者がその情報を利用したことによって利用者若しくは第三者に不利益を与えた。
- (エ) 利用者が生成AIにより既存の作品に類似し、著作権の侵害等の問題が生じる可能性が高いコンテンツを意図せず生成し、利用したことで当該作品に係る権利者等から削除等の申出を受けた。

(2) リスクケースへの対応

生成AIシステム特有のリスクケースが発生した場合、重要度・影響の程度等を踏まえ、以下の手順に沿って速やかに適切な対応を行うこと。

ア 検知内容の報告

生成AIシステム特有のリスクケースを検知した者は、「生成AIシステム特有のリスクケースの報告フォーム（別記様式）」の「報告者が記載する欄」の必須項目を記載し、組合管理課に報告すること。特に重大なものを検知した場合には、迅速にAIの利用・リスク管理における責任者（最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。））にも報告をすること。

イ 対処

生成AIシステム特有のリスクケースを検知した者は、必要に応じ組合管理課・CISO等の指示を仰ぎながら、業務影響特定・原因特定・暫定対応措置・恒久対応措置等を実施すること。

ウ 対応結果の報告

生成AIシステム特有のリスクケースを検知した者は、「生成AIシステム特有のリスクケースの報告フォーム（別記様式）」の「報告者が記載する欄」に対処の内容を記載し、「ア 検知内容の報告」と同様に報告すること。その際、必要に応じて、当該生成AIシステム提供事業者等への依頼・要請等を実施すること。

5 本ガイドラインの変更及び廃止

本ガイドラインの変更及び廃止は、CISO等の決裁によるものとする。ただし、形式修正等の軽微なものについては、組合管理課長の決裁によるものとする。

本ガイドラインの変更は、生成AIの技術進展や、個人情報保護法の改正等の国におけるルール整備の動向等を踏まえて、適時適切に行う。

6 問い合わせ先

本ガイドラインに関する問い合わせ先は、組合管理課とする。